

那覇広域都市計画高度利用地区

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (A)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度 (B)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (C)	建築物の建築面積の最低限度 (D)	敷地面積の最低限度 (E)	備考
高度利用地区 (久茂地1丁目1地区) (久茂地1丁目2-1地区) (久茂地1丁目3-1地区) (久茂地3丁目10地区) (久茂地3丁目20地区) (久茂地3丁目1地区)	約3.9ha	70/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上	-	商業地域 600/80
高度利用地区 (久茂地1丁目2-2地区)	約0.9ha	40/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	-	商業地域 400/80
高度利用地区 (久茂地1丁目3-2地区)	約0.5ha	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	-	商業地域 600/80
高度利用地区 (赤嶺駅前地区)	約1.2ha	35/10以下	10/10以上	5/10以下	200㎡以上	500㎡以上	近隣商業 200/80
高度利用地区 (モノレール旭橋駅周辺地区)	約4.5ha	45/10以下	15/10以上	8/10以下	200㎡以上	-	商業地域 400/80
高度利用地区 (牧志・安里1地区)	約1.6ha						
1-1	(約0.9ha)	55/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	-	商業地域 500/80
1-2	(約0.7ha)	45/10以下				-	商業地域 400/80
(牧志・安里2地区)	約0.7ha	55/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	500㎡以上	商業地域 400/80
合計	約13.3ha	-	-	-	-	-	

制限の緩和

1. 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号(街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物)に該当する建築物にあつては、(C)に定める数値に1/10を加えた数値とする。同条第5項第1号(第1項第2号から第4号までの規定により建ぺい率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物)に該当する建築物にあつては、(C)に定める数値に2/10を加えた数値とする。

2. 総合設計制度による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の割り増しを検討する場合、(A)に定める数値を基準容積率の基礎とする(建築基準法第59条第3項)

「位置、区域及び壁面の位置の制限は別図を参照」